

新座市立小・中学校適正配置等基本方針策定支援業務委託仕様書（案）

1. 件名

新座市立小・中学校適正配置等基本方針策定支援業務委託

2. 目的

社会環境の変化に伴う教育環境への影響に対応するため、教育を取り巻く様々な課題を整理し、将来を見据えた（仮称）学校教育ビジョンの作成を目指す。

さらに、この（仮称）学校教育ビジョンの基、よりよい教育環境を実現するため、限られた財源の中で安心安全かつ持続可能となる小・中学校の適正規模、適正配置を定める基本方針の策定を目指す。

3. 履行期間

契約締結日から令和10年1月31日（月）まで

4. 計画対象施設

計画対象施設は、新座市が保有する小学校17校及び中学校6校とする

5. 業務内容

計画対象施設に対し以下の業務を行うものとする。

なお、本市では現在新座市公共施設再配置計画を策定中であり、本方針は新座市公共施設再配置計画と関連し、必要な連携のもと整合を図りつつ策定を行うものとする。

受注者は、新座市公共施設再配置計画で使用しているデータを基礎資料として使用する際には、必ず事前に精査しデータ上の齟齬が無いことを確認の上使用するものとする。

[令和8年度]

(1) 計画準備

契約時に着手届、業務工程表（策定プロセス含む）、管理技術者等通知書、経歴書及び資格者証の写し、企業認証の写しを監督員に提出し、承諾を得なければならない。なお、これを変更する場合も同様とする。

なお、本業務に配置する現場責任者又は管理技術者について、直近10年以内に小・中学校適正配置基本方針等及びこれに類する計画の策定に関する業務の実績を有する者とする。

仕様書を確認し、業務を円滑に遂行するため、業務実施体制、業務工程等を記載した業務計画書を作成し、発注者の承認を得るものとする。

(2) （仮称）学校教育ビジョンの策定支援

先進事例（検討経緯、進め方、メリット・デメリット等）の整理、資料提供とりまとめ策定支援を行う。

(3) 多様な観点からの実態・課題の把握

令和7年度に本市で作成した「未来もずっとより良い教育環境を実現するために～市立小中学校の適正規模・適正配置に関する検討報告～」をたたき台とし、以下に掲げる項目について、多面的に現状と課題を整理する。

なお、本業務では、市全体、地域別／学校区別に分析を行うことから、発注者が提供するデータ（航空写真、都市計画基本図等）より、GIS（地理情報システム）を用いて正確に実態を把握するものとする。

資料作成は協議の上、市と役割分担して行う。

① 学校を取り巻く現状と課題

上位・関連計画の整理や人口・地域状況等の把握、学校に係る全体コストの把握等を基に、学校を取り巻く現状と課題を明確化する。

② 児童生徒数・学級数の将来推計

市全体、地域別（学校区別、丁目別）、学校別・学年別の児童生徒数及び学級数の詳細な将来推計を2060年までの40年間を推計する。

推計にあたっては、国立社会保障・人口問題研究所、新座市人口ビジョン及び開発行為の動向等も加味し、ある程度幅を持たせた推計とする。さらに、推計結果に基づき、実態・課題を明確化する。

なお、推計表は、児童生徒数の年齢と0歳児～5歳児を合体した階段型とすること。

また、学級数を詳細に推計できるように、学級定員の変更に対応でき、自動計算できるようにすること。11学級数以下の学校については「赤」で強調できるようにすること。

さらに、学区見直しの資料にできるように、現状の学校区別のみならず、街区別に推計すること。

③ 通学区域の調査・検討

小学校区・中学校区の状況、学校区の整合性等を整理するとともに、通学路の危険箇所、最も遠い児童等を把握する資料（市が保有するもの）等を整理し、現状にとどまらず、将来整備が計画されているインフラ施設（都市計画道路等）による影響も加味した通学路・通学区域の状況についても課題を明確化する。

④ 学校施設の状況整理

新座市学校長寿命化計画等を基に学校施設の実態把握を行うとともに、新座市学校長寿命化計画策定以降の取組状況についても定期点検結果等を参考に整理し、実態・課題を明確化する。

⑤ 学校施設・運営面での教育課題の整理

プール、給食等に係る実態把握や特別支援教育、不登校支援の状況等についても整理し、現状と課題を明確化する。

(4) 保護者、教職員等へのアンケートの実施

小中学校の適正規模・適正配置、通学距離、及びその他教育環境等に関する事項について、学校関係者等へアンケート調査を行うにあたり、設問内容の検討、提案

並びにアンケート調査票の作成及び回答・集計結果に基づく把握・分析等を行う。

なお、調査票の印刷、配布・回収は市が行う。

① 調査対象

- ・保護者
- ・教職員
- ・児童・生徒
- ・市内保育園児・幼稚園児の保護者（未就学児保護者）
- ・市民・町内会等

なお、保護者等、学校関係者へのアンケートの周知は発注者側で行うものとする。アンケートの対象者数については概ね 10,000 人分程度を想定しているが、詳細に関しては契約後、別途発注者と協議を行い決定するものとする。

(5) 課題の整理

本市における多面的な実態や意向調査結果に加え、学校施設の運営面での教育課題を整理し、本市が直面している状況や問題点を明らかにし、「適正規模、適正配置」「教職員」「学校施設」「学校運営」等の観点から課題をまとめるものとする。

(6) 学校の適正規模、適正配置の方向性と目標設定

学校の適正規模、適正配置の基本方針の検討においては、(2)（仮称）学校教育ビジョンの策定支援を受け、策定する「（仮称）学校教育ビジョン」に基づき進めるものとし、（仮称）学校教育ビジョンの検討状況に応じて柔軟な対応を行うものとする。

また、学校の適正規模、適正配置に向けた基本的な考え方を整理し、本市の小中学校に関わる実態や課題を踏まえた方向性を検討するとともに、定められた方向性で進めるためのシナリオを検討し、適切な目標設定を行うものとする。

(7) 市全体の配置案等の検討

市全体から配置案を複数案検討するものとし、将来的な中学校を中心とした適正規模、適正配置のパターンを検討するものとする。これらの配置案に対し、概略的な整備内容や整備時期を示すとともに、概算コストシミュレーションと比較検討を行い、本市の課題や取組に対し適切なプランを選定するものとする。

なお、概算コストシミュレーションは、整備費に加え人件費や運営費等も考慮して算定するものとする。

(8) 地域別／中学校区単位の適正規模・適正配置検討

市全体から検討された配置案より、現在の地域毎や学区毎で改善が求められる項目を整理し、地域別／中学校区単位から複数の学校の適正規模、適正配置案を検討するものとする。

[令和9年度]

(9) 学校の適正規模・適正配置の基本方針の策定

前年度までの検討結果を踏まえ、基本方針をとりまとめるとともに今後個別のプラン検討、事業化を進めるための方策や推進体制を検討するものとする。

① 基本方針の作成

これまでの検討内容を踏まえ、「(仮称)適正規模・適正配置方針」を作成する。
また、望ましい学習環境についてわかりやすく伝わるよう見える化等を行う。

② 学校再編検討

将来推計結果に基づき、統合・再編等について複数パターンのシミュレーションを実施する。

(10) 学校説明会の運営支援

保護者、児童・生徒及び周辺住民向け説明会を各中学校区別に実施するとともに、加えて全体説明会を開催するものとする。なお、受注者は説明会資料作成や意見の集計、把握分析等を行う。

(11) パブリックコメント実施支援

方針(案)に対するパブリックコメントを実施するための必要な資料作成、意見の整理及び対応方針の検討について支援する。

【各年度共通】

(1) 打合せ協議

各年度において、年度内初回、中間時(随時)、年度内完了時に打合せ協議を行う。また、必要に応じて適宜、電話・電子メール、オンライン会議等で協議を行うものとする。打合せ内容についてはその都度協議記録を提出し、発注者が確認することとする。

(2) 審議会等の運営支援

方針を策定するに当たって外部有識者や市民代表等により組織し開催する審議会(6回程度)の運営支援として、資料作成、議事録の作成等を行い、方針策定を支援する。

(3) 他計画との連携

本業務に先立って策定した新座市立地適正化計画及び新座市地域公共交通計画と関連があることから、特に、学校施設の配置に当たっては、立地適正化計画における都市機能、居住機能を誘導するエリア等の設定を踏まえ、最適な配置を検討すること。

また、必要に応じて、庁内会議、外部有識者会議及び市民説明会等について、各計画と連携して行うことができるものとする。

(4) その他

その他本事業に必要な支援を行う。

6. 成果品

本業務の成果品は次のとおりとする。納品に当たっては、電子媒体(DVD-R等)を2部納品することとする。なお、電子データについては、PDF形式及びオリジナルデータ(Word形式、Excel形式等)を納品すること。

【令和8年度】

- (1) 業務実施報告書一式

【令和9年度】

- (2) 学校の適正規模、適正配置の基本方針 計画書
- (3) 学校の適正規模、適正配置の基本方針 (概要版)
- (4) その他本業務において作成した資料等一式
- (5) その他監督員が指示するもの 一式
- (6) 業務完了報告書

7. 納品場所

- ・納品場所：本業務における成果品の納品場所は以下のとおりとする。
新座市教育総務部教育総務課小・中学校適正配置等推進室

8. 権利の帰属

本業務における成果品及びこれに付随する資料の著作権及び所有権は、発注者に帰属する。

9. 資料等の貸与及び返還

- (1) 発注者は、本業務を遂行する上で必要と認められる資料、データ等(以下「貸与品」という。)を受注者に貸与する。
- (2) 受注者は、貸与品を善良な管理者の注意をもって管理し、本業務以外の目的に使用してはならない。また、本業務が終了したときは、速やかに貸与品を発注者に返還する。

10. 業務実施に当たっての留意事項

- (1) 本業務は、新座市業務委託契約約款に基づき、契約を履行する。
- (2) 業務の実施に当たっては、関係法令を遵守すること。
- (3) 受注者は、発注者と十分協議を行い、本業務の目的や意図を十分に理解した上で、誠意をもって業務を遂行する。
- (4) 業務内容等に関して疑義が生じた場合は、その内容を受注者が都度記録し、発注者に確認すること。
- (5) 業務計画書に基づき業務の進捗状況について、適宜、監督員に報告し、適切な工程管理に努めること。
- (6) 業務の一部を第三者に委任し、又は請け負わせようとするときは、あらかじめ、発注者の承諾を得ること。
- (7) 土地への立入り等を行う場合は、発注者が発行する身分証明書を携帯し、周辺地権者及び関係者と十分な協調を保つ等、円滑な業務の遂行に期さなければならない。
- (8) 会議資料等の作成に用いる消耗品費、交通費等受注者が本業の遂行に要する経費

は全て受注者が負担すること。

- (9) 本仕様書は、最低限の必要事項を掲載したものであり、掲載のない項目についての提案を妨げるものではない。契約時の仕様書は、受託候補者決定後にプロポーザルにおける提案を踏まえて決定する。

11. 責務

本業務に関わる資料及び業務の成果は、発注者の許可なく外部に漏らしてはならない。また、発注者の提供資料についての破損、紛失等の重大な過失を生じた場合は、受注者がその責任をこと。

12. 成果品に対する責任の範囲

業務完了後であっても、成果品に関して発注者が通常行う検査では発見し難い誤りや不備が発見された場合は、発注者の指示に従い速やかに訂正をしなければならない。なお、これに要する経費は、受注者の負担とすること。

13. 疑義

本仕様書に明示なき事項及び疑義を生じたときは、監督員と協議の上、これを定めるものとする。